

2026年3月23日

お客さま各位

呉信用金庫

手形・小切手の最終振出期限の設定および

他行庫を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付終了のご案内

平素は呉信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、呉信用金庫では、2021年6月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」における「2026年度末までの手形と小切手機能の全面的な電子化」に向けて下記の取組みを実施しますので、ご案内申し上げます。

今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 手形・小切手の最終振出期限の設定

手形・小切手の最終振出期限を2026年9月30日（水）といたします。

最終振出期限日より後に振り出された手形・小切手は、当座預金からの支払いを行いません。

2. 他行庫を支払地とする手形・小切手の入金扱いの受付終了

2026年9月30日（水）をもって、他行庫を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付を終了いたします。

なお、当金庫を支払地とする手形・小切手は、引き続き受付可能です。

3. 手形・小切手機能の全面的な電子化に関するサービスのご案内

手形・小切手機能の電子化には、手形等の紛失リスクの低減、押印・発送・保管管理等の事務負担の軽減や印紙税の削減などのメリットがございます。当金庫におきましても、以下の電子的決済サービスをご用意しておりますので、活用をご検討いただきますようお願い申し上げます。

【手形をご利用のお客さま】

手形に代わる決済手段として「くれしんでんさいサービス」、「くれしんでんさいライトサービス」のご利用を推奨しております。

【小切手をご利用のお客さま】

小切手に代わる決済手段として「くれしん法人インターネットバンキングサービス」のご利用を推奨しております。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

呉信用金庫 事務本部 事務部

（担当：宗田）

電話（0823）25－6818

(ご参考) 手形・小切手の全面的な電子化に向けて、実施済み、実施予定の取組

取組内容
<p>払戻請求書による当座預金払戻しの取扱開始</p> <p>2025年7月1日より、払戻請求書による当座預金の払戻しの取扱いを開始しております。</p>
<p>当座預金の新規口座開設の停止</p> <p>2025年9月1日より、当座預金の新規口座開設を停止しております。事業性資金にかかる新規口座の開設を希望されるお客さまにおかれましては、「普通預金口座」もしくは「無利息型普通預金口座」をご利用ください。</p> <p>なお、既に当座預金口座をお持ちのお客さまは、引き続きご利用いただけます。</p>
<p>2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立・手形割引の受付停止</p> <p>2025年9月1日より、2027年4月以降を期日とする手形および小切手につきまして、期日管理を行う代金取立・手形割引の受付を停止しております。</p>
<p>手形・小切手の発行受付の終了</p> <p>2026年3月31日(火)をもちまして、紙の手形や小切手の発行受付を終了します。</p>